

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」 骨子（案）

1 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向

(1) 成育医療等の現状と課題

- 成育基本法の成立に至る社会的背景
 - ・ 少子化の進行、深刻さを増す人口減少。
 - ・ 出生数の減少は予想を上回るペース。2019年の出生数（87万）は過去最少。
 - ・ 2人に達しない最終的な夫婦出生児数
 - ・ 晩婚化に伴う子どもを産む母の平均年齢の上昇
 - ・ 世界的に低い水準の乳児死亡率
 - ・ 妊産婦における妊娠、出産、産後の期間に様々な不安や負担
 - ・ 児童虐待

- 成育基本法の制定と今般の基本方針策定の趣旨

(2) 成育医療等の提供に関する施策の推進に向けた基本的な考え方

- 成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- 多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に適確に対応し、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目ない成育医療等の提供
- 居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- 成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

(3) 関係者の責務・役割

- 国の責務：成育医療等の提供に関する施策の総合的な策定、実施
- 地方公共団体の責務：成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図り、その地域の特性に応じた施策を策定、実施

1
2 ○ 保護者の責務：その保護する子どもがその成育過程の各段階において必要な成育医
3 療等の提供が受けられるよう配慮

4
5 ○ 医療関係者の責務

6
7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療関係者（以下「医療
8 関係者」という。）：国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施
9 策に協力し、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及
10 び増進に寄与。成育医療等を必要とする者の置かれている状況を深く認識し、良質
11 かつ適切な成育医療等を提供。

12
13 成育医療等又はこれに関連する職務に従事する者（上記の医療関係者を除く。）：国
14 及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、成育過程にあ
15 る者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与。

16
17 ○ 関係者相互の連携・協力

18 19 **2 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項**

20 21 **（１） 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療**

22 23 **①周産期医療等の体制**

- 24 ・リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療が適切に提供されるよう、地域の周産
25 期医療体制の確保
- 26 ・分娩取扱施設に従事する医療関係者の働き方については、地域の実情に応じ、周産
27 期医療体制を維持するための配慮

28 29 **②小児医療等の体制**

- 30 ・子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスが受けられ
31 るよう、小児医療体制の確保
- 32 ・NICUを退院した医療的ケア児等が療養・療育できる小児在宅医療体制
- 33 ・小児医療等における専門的な薬学管理に対応した医療機関・薬局の連携

34 35 **③その他成育過程にある者及び妊産婦に対する医療 等**

- 36 ・周産期医療を担う医師、特に分娩を取り扱う医師及び新生児医療を担当する医師や
37 助産師、看護師等の確保
- 38 ・小児がんやAYA世代のがんに必要な医療体制

- 1 ・小児用薬剤の開発
- 2 ・小児結核等の専門的医療体制
- 3 ・小児慢性特定疾病対策等（家族性高コレステロール血症等の小児期・若年期から配
- 4 慮が必要な疾患への対応等）
- 5 ・循環器病対策

7 （２） 成育過程にある者等に対する保健

9 ①妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援

- 10 ・安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、子育て世代包括支援セン
- 11 ターでの相談等により、支援が必要と認められる場合には適切に支援を実施。
- 12 ・妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対してワンストップで総合的相
- 13 談支援を行うことができる子育て世代包括支援センターの全国展開及びその体制
- 14 ・幼少期から成人期に至るまでの期間において身体的・精神的・社会的な観点から切
- 15 れ目なく包括的に支援するため、個々の成長特性に応じた健診に関する課題抽出や
- 16 ガイドライン作成等の方策について検討

18 ②妊産婦等への保健対策

- 19 ・妊婦健康診査、産婦健康診査
- 20 ・妊産婦メンタルヘルスケア
- 21 ・妊娠、出産等のライフステージに応じた身体的・精神的・社会的な悩み等の相談支
- 22 援を行う女性健康支援センター
- 23 ・母子感染予防対策として、妊婦健康診査における抗体検査等の実施、母子感染予防
- 24 のための保健指導等の支援体制
- 25 ・特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健診者への対応
- 26 ・妊産婦に対する栄養指導
- 27 ・妊産婦の健康増進
- 28 ・育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊産婦への支援体制
- 29 ・妊産婦歯科健康診査
- 30 ・2019年に成立した母子保健法改正法を踏まえた、産後ケア事業の全国展開など、産
- 31 後ケアを通じ、母子や保護者等の愛着形成の促進
- 32 ・妊産婦が抱える妊娠・出産等や子育てに関する悩み等について、子育て経験者等の
- 33 ピアサポーターによる相談支援を行うなど、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解
- 34 消を図る支援体制の構築
- 35 ・妊産婦に対する医薬品の適正使用等（医薬品や食品等に関する相談体制の充実）

37 ③乳幼児期の保健対策

- 38 ・乳幼児期から児童期までの切れ目ない健診等の支援体制

- 1 ・乳幼児健診
- 2 ・新生児先天代謝異常への対応
- 3 ・乳幼児期の難聴に関する総合的な早期発見・早期療育の体制
- 4 ・乳幼児における視覚の異常、股関節脱臼などを早期に発見し、支援につなげていく
- 5 環境
- 6 ・予防接種（予防接種率を高めるための供給体制、普及啓発等）
- 7 ・乳幼児健診未受診者への対応
- 8 ・乳幼児に対する栄養指導
- 9 ・子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進のため、家庭や地域等が連携し
- 10 た食育
- 11 ・乳幼児期の特性を踏まえた保育所、幼稚園及び学校等におけるアレルギー疾患を有
- 12 する子どもへの対応
- 13 ・乳幼児及び保護者に対する医薬品の適正使用等（医薬品や食品等に関する相談体制
- 14 の充実）

16 ④児童期及び思春期の保健対策

- 17 ・児童期・思春期における心の問題に対応するための専門家の養成や精神保健福祉セ
- 18 ンター、児童相談所などにおける専門相談体制。児童生徒の心身の健康や教育に関
- 19 する相談体制
- 20 ・児童期・思春期を通し、生涯の健康づくりに資する食生活や運動等の生活習慣の形
- 21 成のための健康教育
- 22 ・妊娠・出産等についての希望を実現するための学校教育段階から妊娠・出産等に関
- 23 する医学的・科学的に正しい知識を習得するための性教育
- 24 ・思春期の人工妊娠中絶や HIV 感染症を含む性感染症問題に対応するため、学校や保
- 25 健所等において、健康教育や電話相談等を行うなど性に関する科学的知識の普及
- 26 ・子どもの自殺対策（自殺予防としての相談体制の構築、普及啓発）
- 27 ・子ども等に対する性的な暴力の根絶に向けた対策
- 28 ・予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援（女性健康支援センターや若年妊婦等へ
- 29 の支援に積極的な NPO 等によるアウトリーチ、SNS を活用した相談支援等）
- 30 ・障害のある子どもができるだけ身近な地域で障害の特性に応じた療育などが受けら
- 31 れる支援。子どもの育ちに必要な集団的な養育のための保育所や幼稚園等における
- 32 障害のある子どもの受け入れ体制。
- 33 ・医療的ケア児等が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けるため
- 34 の包括的な支援体制
- 35 ・発達障害のある子どもへの相談支援体制等

36 ⑤生涯にわたる保健対策

- 1 ・思春期や更年期に至る女性が各ライフステージにおける健康状態に応じた的確に自
- 2 己管理を行うための健康教育
- 3 ・女性の健康や妊娠、老年期の健康上の課題、低用量ピルの活用等を含む健康管理の
- 4 方法、女性特有の悩みや疾病に関する正しい知識の普及及び社会的関心の喚起を図
- 5 るため、「女性の健康週間」等を通じて、普及啓発を実施
- 6 ・子宮頸がん、乳がん等の若年期に発症する女性のがんに対する検診。これらに対す
- 7 る相談支援、知識、予防、検診等の啓発
- 8 ・不妊治療への支援
- 9 ・不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制
- 10 ・生涯を通じた女性の健康増進、女性アスリートへの支援も含めた女性のスポーツ参
- 11 加
- 12 ・配偶者からの暴力の防止等
- 13 ・未成年者や妊婦の飲酒防止等、アルコール健康障害対策
- 14 ・健康サポート薬局における医薬品等に係る健康相談等

16 ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援

- 17 ・孤立した子育てによって虐待につながることをないよう、地域の身近な場所で、乳
- 18 幼児のいる子育て中の親子の交流等を実施する地域子育て支援拠点事業等の利用
- 19 ・男性の育児参加を促進するための取組（両親学級等）
- 20 ・出産や子育てに悩む父親に対する支援（男性の産後うつ等に対して子育て経験のあ
- 21 る男性によるピアサポート等）
- 22 ・児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応
- 23 ・体罰等によらない子育て、児童相談所の体制及び婦人相談所等関係機関間の連携等
- 24 ・児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう、
- 25 児童虐待防止に向けた普及啓発
- 26 ・ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境
- 27 ・複合的な課題をもつ生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習支
- 28 援
- 29 ・子どもの貧困対策
- 30 ・ギャンブル等依存症である者等やその家族に対する支援の推進

33 (3) 教育及び普及啓発

- 34
- 35 ・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組
- 36 ・妊娠・出産等についての希望を実現するための学校教育段階から妊娠・出産等に関
- 37 する医学的・科学的に正しい知識を習得するための性教育（再掲）

- 1 ・思春期や更年期に至る女性が各ライフステージにおける健康状態に応じて的確に自
2 己管理を行うための健康教育（再掲）
- 3 ・女性の健康や妊娠、老年期の健康上の課題、低容量ピルの活用等を含む健康管理の
4 方法、女性特有の悩みや疾病に関する正しい知識の普及及び社会的関心の喚起を図
5 るため、「女性の健康週間」等を通じて、普及啓発を実施（再掲）
- 6 ・子宮頸がん、乳がん等の若年期に発症する女性のがんに対する健診。これらに対す
7 る相談支援、知識、予防、検診等の啓発（再掲）
- 8 ・妊婦と父親になる男性がともに妊娠・出産への理解を深め、協力して子育てに取り
9 組めるよう、両親学級や育児参加促進に関する講習会等を通じた普及啓発
- 10 ・健やか親子21を通じた、思春期の女性や妊産婦の健康管理の支援に向けて、普及
11 啓発
- 12 ・子どもの発育・発達及び健康の維持・増進のため、家庭や地域等が連携した食育
13 （再掲）
- 14 ・医薬品の適正使用等に係る普及啓発

16 （４） 記録の収集等に関する体制等

- 18 ① 予防接種・乳幼児健康診査・学校における健康診断に関する記録の収集・管理・
19 活用等に関する体制及びデータベースその他の必要な施策
- 20 ・乳幼児期・学童期の健診・予防接種などの健康情報を一元的に活用
- 21
- 22 ② 成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集・管
23 理・活用等に関する体制及びデータベースその他の必要な施策
- 24 ・予防可能な子どもの死亡を減らすための予防のための子どもの死亡検証（CDR）の体
25 制
- 26 ・子どもの事故の未然・再発防止及び安全性の向上を図るための子どもの事故検証制
27 度
- 28
- 29 ○ ICTの活用による成育医療等の各種施策の実施体制等

32 （５） 調査研究

- 34 ○ 妊娠・出産・育児に関する問題の調査研究
- 35
- 36 ○ 成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題の調査研究

- 1 ・子どもの成長・発達に影響を与える環境要因（環境中の化学物質の曝露、生活環境
2 等）を解明し、子どもが健やかに育つ環境の実現を目指すための「子供の健康と環
3 境に関する全国調査（エコチル調査）」を実施

4
5 **（６） 成育医療等の提供に関する実施体制**

- 6
7 ○ 民間団体とも連携した、成育医療等に関する取組
8
9 ○ 成育医療等の各種施策に関する各地域の優良事例の横展開

10
11
12 **3 その他成育医療等の提供に関する施策の推進に関する重要事項**

- 13
14 ○ 本方針は、少なくとも6年ごとに、本方針に検討を加え、必要があると認めるとき
15 は変更
16
17 ○ 本方針の進捗状況に関し、客観的に評価し、PDCA サイクルを回すことによりし、
18 施策に反映、施策に反映
19
20 ○ 法附則の検討規定に基づき、成育医療等の提供に関する施策を総合的に推進する
21 ための行政組織の在り方等の検討
22